

個人の住民税特別徴収 Q & A

群馬県個人住民税特別徴収一斉指定ワーキンググループ

【制度に関すること】

- Q 1 : 個人の住民税の「特別徴収」とはどのような制度ですか? 1
- Q 2 : 特別徴収の対象となる人はどういう人ですか? 1
- Q 3 : 特別徴収しなければならないのはどのような場合ですか? 1
- Q 4 : すべての事業者が従業員の個人の住民税を特別徴収するのですか? 1
- Q 5 : 普通徴収より特別徴収の方が、1回の支払負担が少なくなるのですか? 2
- Q 6 : 今まで特別徴収をしなくてもよかったのに、何が変わったのですか? 2
- Q 7 : 去年は特別徴収しなくてもよかったのに、どうして今年は特別徴収しなくてはならないのですか? 2
- Q 8 : 従業員が少なくて対応する余裕がないので、特別徴収は行いたくないのですが?
. 3
- Q 9 : 従業員から、給与からの特別徴収ではなく自分で納めたいと言われているのですが?
. 3
- Q 10 : アルバイト・パートを含むすべての従業員について、特別徴収しなくてはならないのですか?
また、退職する予定の従業員でも特別徴収しなければなりませんか? 3
- Q 11 : 所得税の源泉徴収事務とはどのように違うのですか? 4
- Q 12 : 所得税が発生しなければ、個人の住民税も課税されませんか? 4
- Q 13 : 毎月市町村に個人の住民税を納入するのは面倒なのですが、他に方法はありますか?
. 4
- Q 14 : 群馬県外から通勤している従業員についてはどうしたらよいのですか? 4
- Q 15 : どうして他の都道府県の市町村から特別徴収義務者として指定されないのですか?
. 4
- Q 16 : 特別徴収義務者として指定されるとのことですが、指定通知書が届きません。
指定通知書はいつ頃届きますか? 5
- Q 17 : 例外として、普通徴収が認められるのはどのような事業者ですか? 5
- Q 18 : 従業員は家族だけなので特別徴収しなくていいのですか? 5

【手続きに関すること】

- Q19：特別徴収の事務手順はどのようなものですか？ 6
- Q20：退職した従業員がいますが、この従業員について、市町村から送られてきた特別徴収税額決定通知書に記載があります。
どのような手続きが必要になりますか？ 6
- Q21：4月1日現在は在籍していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切り替えることはできますか？ 7
- Q22：非課税の従業員が異動した場合でも届出が必要になりますか？ 7
- Q23：今まで口座振替で納めていた従業員等は、特別徴収に変更することで何か手続きが必要ですか？ 7
- Q24：毎月の給与支払額が少なく、給与から個人の住民税を特別徴収しきれない従業員についてはどうすればよいですか？ 8
- Q25：昨年と同様に普通徴収としてほしいのですが？ 8
- Q26：他の自治体でも同様の取扱いになるのですか？
会社の中で、群馬県は特別徴収、他県は普通徴収というように徴収方法が異なると管理が煩雑になって困るのですが？ 8
- Q27：給与支払報告書を市町村ごとに分けて提出するのが面倒なのですが、何かよい方法はないですか？ 8
- Q28：2ヶ所以上の事業所に勤務している従業員は、どちらから特別徴収されますか？
. 9
- Q29：税金の徴収は市町村の義務ではないのですか？ 9
- Q30：毎月の税額が途中で変わることはないですか？ 9

【徴収に関すること】

- Q31：特別徴収しなかった場合や徴収した税額を滞納した場合はどうなるのですか？
..... 10
- Q32：特別徴収した個人の住民税を納期限内に納税できないのですがどうしたらよいですか？
..... 10
- Q33：特別徴収を行わない場合の罰則規定はありますか？ 10

【凡例】

本Q & Aに引用する法令については、次の略称を使用しています。

- 地方税法 地法
- 地方税法施行規則 地則
- 所得税法 所法

(例) 地法 331① I = 地方税法第 331 条第 1 項第 1 号

【制度に関すること】

Q 1 : 個人の住民税の「特別徴収」とはどのような制度ですか？

A 1 : 従業員の方の利便性向上を図る目的から、事業者（給与支払者）の方が、毎月の給与を支払う際に、所得税などと同様に、個人の住民税を徴収（引き去り）して市町村へ納入していただく制度です。

地方税法の規定により、所得税を源泉徴収する義務がある事業者（給与支払者）は、原則として、個人の住民税についても特別徴収していただく必要があります。（地法 321 の 4 ①）

特別徴収に対して、市町村から送付される納税通知書により、従業員本人が直接納税する方法を「普通徴収」といいます。

Q 2 : 特別徴収の対象となる人はどういう人ですか？

A 2 : 地方税法の規定では、次の 2 つに該当する者が対象となります。（地法 321 の 3 ①）

1 : 前年中に給与の支払いを受けた者

2 : 当年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている者

Q 3 : 特別徴収しなければならないのはどのような場合ですか？

A 3 : 従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、当年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている場合、給与の支払いを行う際に所得税の源泉徴収を行う義務がある事業者（給与支払者）は、原則として特別徴収しなければなりません。（地法 321 の 3 ①、321 の 4 ①）

Q 4 : すべての事業者が従業員の個人の住民税を特別徴収するのですか？

A 4 : 給与の支払いをする際に所得税を源泉徴収する義務がある事業者は、原則として、個人の住民税についても特別徴収していただく必要があります。（地法 321 の 4 ①）

そのため、群馬県の全市町村では、平成 29 年度から全ての事業者を対象に給与からの特別徴収を徹底することとしました。

ただし、次の理由【普 A～普 F】に該当する場合は、事業者からの申請に基づき、当分の間、例外として普通徴収とすることができます。

- 普A：総従業員数（他の市町村を含む事業者全体の受給者の人数）が2人以下（次のB～Fの要件に該当する者を除いた人数）の事業者
普B：他の事業者から支給される給与から特別徴収されている者（乙欄該当者）
普C：給与が少なく税額が引けない者（年間の給与支給額が93万円以下又は96万5千円※以下）
普D：給与が毎月支給されていない者（不定期受給者）
普E：個人事業主の親族など、専従者給与が支給されている者
普F：休退職者又は給与支払報告等を提出した年の5月31日までの退職予定者

※ 普通徴収とする場合は、給与支払報告書と一緒に「普通徴収切替理由書」を必ず提出してください。（切替理由書の提出がない場合は「特別徴収」となります。なお、上記理由の符号は、普通徴収切替理由書の符号と同じです。）

また、該当する従業員の「個人別明細書」の「摘要」欄にも、必ず符号を記入してください。

※ 「普C」の（）内の「年間の給与支給額」は、前橋市、高崎市及び桐生市は96万5千円、それ以外の群馬県内の市町村は93万円となります。群馬県以外の都道府県については、従業員がお住まいの市区町村へ確認してください。

Q 5：普通徴収より特別徴収の方が、1回の支払負担が少なくなるのですか？

A 5：普通徴収（従業員が市町村役場や金融機関などで納める方法）は年4回払いですが、特別徴収では12か月に分割して毎月の給与から引き去りますので、1回あたりの納付額は少なくなります。（地法320、321の5①。ただし、均等割のみが課税されている方は、年1回の納付となりこれまでと変わりません。）

また、従業員が納税のために金融機関や市町村役場などの窓口へ出向く必要がないため、納め忘れの心配がなくなるなど利便性が向上します。

Q 6：今まで特別徴収をしなくてもよかったのに、何が変わったのですか？

A 6：地方税法では、所得税を源泉徴収する義務がある事業者は、従業員の個人の住民税を特別徴収しなければいけないことになっています。（地法321の4①）

法令改正があったわけではなく、今までもこの要件に該当する事業者については特別徴収をしていただく必要があり、今回、群馬県内の全市町村が、法令遵守のため、特別徴収の一斉指定を行うこととなったものです。

Q 7：去年は特別徴収しなくてもよかったのに、どうして今年は特別徴収しなくてはいけないのですか？

A 7：個人の住民税の特別徴収制度は、以前から地方税法等で事業者には義務付けられていましたが、制度発足当時「選択制」であったこともあり、特別徴収の義務化後も、全国的に普通徴収を容認してきた状況にありました。

近年、法令遵守の観点等から、全国的に特別徴収を徹底する動きが加速しています。

本県でもこれまで、特別徴収制度の周知を図るために市町村と県が連携して切替推進を行ってきましたが、平成 29 年度から、原則として全ての事業者を対象に、全県一斉に特別徴収を実施することとしましたので、ご理解とご協力をお願いします。

Q 8 : 従業員が少なく対応する余裕がないので、特別徴収は行いたくないのですが？

A 8 : 事務が増加する、経理担当者がいない、経費がかかるなどとの理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。(地法 321 の 5 ②)

地方税法の趣旨に沿った適切な徴収義務を果たしていただくために、ご理解とご協力をお願いします。

Q 9 : 従業員から、給与からの特別徴収ではなく自分で納めたいと言われているのですが？

A 9 : 法定要件に該当するすべての事業者を特別徴収義務者として指定しますので、従業員が個々に徴収方法を選択することは認められていません。(地法 321 の 4 ①)

ただし、普通徴収切替理由書に記載されている理由(具体的な理由は A 4 を参照)に該当し、給与支払報告書と一緒に普通徴収切替理由書の提出があった場合は、当分の間、例外として普通徴収とすることができます。

Q10 : アルバイト・パートを含むすべての従業員について、特別徴収しなくてはならないのですか？

また、退職する予定の従業員でも特別徴収しなければなりませんか？

A10 : パートやアルバイトの従業員であっても、給与の支払いを受けているのであれば、すべて給与所得者となります。(所法 28①)

したがって、所得税の源泉徴収が行われていれば、原則として特別徴収の対象となります。(地法 321 の 4 ①)

そのため、前年中に給与の支払いを受けており、かつ、当年度の初日(4月1日)において給与の支払いを受けている場合は、原則として特別徴収の方法によって徴収する必要があります。(地法 321 の 3 ①)

ただし、5月末日までに退職する予定がある従業員は、普通徴収とすることができますので、給与支払報告書と一緒に普通徴収切替理由書(理由「普F」に該当)に記載して提出してください。(既に給与支払報告書を提出されている場合は、異動届出書を提出してください。)

Q11：所得税の源泉徴収事務とはどのように違うのですか？

A11：個人の住民税額の計算は、1月末までに事業者から提出していただいた給与支払報告書等に基づき、各市町村が税額を計算して通知しますので、所得税のように、事業者が月ごとの支払額にあわせて税額を計算したり、年末調整をしたりする必要はありません。（地法 321 の 4 ①）（ただし、退職所得に係る個人の住民税の特別徴収を除きます。（地法 328 の 5 ②））

Q12：所得税が発生しなければ、個人の住民税も課税されませんか？

A12：所得税と個人の住民税では税額の計算が異なるので、所得税が発生しなくても個人の住民税が課税される場合があります。

Q13：毎月市町村に個人の住民税を納入するのは面倒なのですが、他に方法がありますか？

A13：従業員が常時 10 人未満である事業者の場合、給与からの引き去りは毎月行っていただきますが、市町村に申請し承認を受けることにより、年 12 回の納期を年 2 回とする「納期の特例」を受けることができます。（地法 321 の 5 の 2 ①）

6 月から 11 月までの分については 12 月 10 日まで、12 月から翌年 5 月までの分については 6 月 10 日までに、それぞれ納入することができます。

手続きの詳細は、当該市町村へお問い合わせください。

Q14：群馬県外から通勤している従業員についてはどうしたらよいですか？

A14：原則として特別徴収をしなければなりません。

他県でも特別徴収徹底の取り組みを進めている市町村が増えています。ぜひ、特別徴収をお願いします。

手続きの詳細は、当該市町村へお問い合わせください。

Q15：どうして他の都道府県の市町村から特別徴収義務者として指定されないのですか？

A15：法令で定められているため、市町村は原則として特別徴収義務者に指定しなければなりません。（地法 321 の 4 ①、各市町村の条例）

他の市町村で指定されていない場合は、当該市町村へお問い合わせください。

Q16：特別徴収義務者として指定されるとのことですが、指定通知書が届きません。
指定通知書はいつ頃届きますか？

A16：所得税を源泉徴収する義務のある事業者は、法令により、特別徴収義務者に包括指定されるため、改めて指定通知書は送付しません。

特別徴収義務者となる事業者には、毎年5月に「特別徴収税額決定通知書」を送付します。（地法321の4①、各市町村の条例）

Q17：例外として、普通徴収が認められるのはどのような事業者ですか？

A17：次のいずれかに該当する事業者については、それぞれの手続きを行うことにより、当分の間、例外として普通徴収とすることができます。

- 1：事業所の総従業員数（他の市町村を含む事業者全体の受給者の人数）が2人以下（普通徴収に該当する者を除いた人数）の事業者
【手続き】給与支払報告書と一緒に普通徴収切替理由書（理由「普A」に該当）に記載して提出してください。
- 2：特別徴収実施のためにシステム改修を要するなど、直ちに実施することが困難な事情にある事業者
【手続き】特別徴収が困難である理由及び開始できる時期を記載した申出書兼開始誓約書を提出してください。

Q18：従業員は家族だけなので特別徴収しなくていいですか？

A18：家族に対して支払う給与から所得税を源泉徴収しなければならない場合は、特別徴収を行う義務があります。

ただし、常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は源泉徴収を要しないため、特別徴収しなくても構いません。（所法184）

なお、個人事業主の専従者については、給与支払報告書と一緒に普通徴収切替理由書（理由「普E」に該当）を提出することにより、当分の間、例外として普通徴収とすることができます。

【手続きに関すること】

Q19：特別徴収の事務手順はどのようなものですか？

A19：次の手順となります。

- 1：毎年1月末日までに市町村へ給与支払報告書を提出してください。（地法317の6①）
- 2：市町村において個人の住民税の税額を計算します。
- 3：給与支払報告書を提出後、4月1日現在に在籍していない従業員等がいる場合は、4月15日までにその旨記載した異動届出書を市町村長に届け出てください。（地法317の6②）
- 4：事業者に対して、従業員が1月1日現在に居住する市町村から毎年5月31日までに「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」が送付されます。（地法321の4①②）
- 5：従業員に「特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）」を配付してください。（地法321の4①②）
- 6：特別徴収税額決定通知書には、6月から翌年5月までに徴収すべき個人の住民税額（年税額及び月割税額）が記載されていますので、毎月の給与から記載された月割税額を徴収（引き去り）してください。（地法321の5①）
- 7：徴収（引き去り）した個人の住民税は、翌月の10日までに当該市町村（又は市町村が指定する金融機関等）で納入してください。（地法321の5①）

Q20：退職した従業員がいますが、この従業員について、市町村から送られてきた特別徴収税額決定通知書に記載があります。
どのような手続きが必要になりますか？

A20：従業員が年度の途中で退職されたり休職されたりしたため、給与からの引き去りができなくなった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を、特別徴収税額決定通知書を送付した市町村に提出してください。（地法321の5③、地則9の5）

なお、退職や休職等により給与からの引き去りができなくなった残りの個人の住民税については、退職や休職等の事由が発生した日によって手続きが異なります。

- 1：6月1日から12月31日までに退職等をした場合（地法321の5②ただし書、地則9の4）
- 給与からの引き去りができなくなる残りの税額は、普通徴収に切り替えて本人から直接納付していただきます。
- ※ 本人が希望した場合、最後の給与または退職手当等から残りの税額をまとめて徴収し、市町村に納めなければなりません（一括徴収）。
- 2：翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合（地法321の5②ただし書、地則9の4）
- 給与からの引き去りができなくなる残りの税額は、特別徴収義務者（事業所等）が最後の給与または退職手当等からまとめて徴収し、市町村に納めなければなりません（一括徴収）。
- ※ 最後の給与または退職手当の支払額より残りの税額が多い場合は、この限りではありません。

Q21：4月1日現在は在籍していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切り替えることはできますか？

A21：対象となる従業員が事業者を通じて、1月1日現在の居住地の市町村に「特別徴収に係る給与所得者新規申出書」を送付いただければ、途中からでも特別徴収に切り替えることができます。

Q22：非課税の従業員が異動した場合でも届出が必要になりますか？

A22：非課税（徴収すべき税額がゼロ）の従業員や個人の住民税を既に納入済の従業員についても、異動があった場合には異動届出書の提出が必要となります。（地法321の5③、地則9の5）

なお、異動届出書の提出がない場合は、「税額変更に伴う通知書が正しく送達されない」、「督促状が送付される」などトラブルの原因となりますので、忘れずに提出してください。

Q23：今まで口座振替で納めていた従業員等は、特別徴収に変更することで何か手続きが必要ですか？

A23：特に手続きをしていただく必要はありません。

特別徴収される税額については、口座からの振替を行いません。

Q24：毎月の給与支払額が少なく、給与から個人の住民税を特別徴収しきれない従業員についてはどうすればよいですか？

A24：毎月の給与支払額が少なく、給与から特別徴収しきれない場合は、異動届を提出の上で、例外として、普通徴収とすることになります。

Q25：昨年と同様に普通徴収としてほしいのですが？

A25：普通徴収とすべき理由がなければ普通徴収とはできません。

当分の間、普通徴収切替理由書に記載されている理由（具体的な理由はA4を参照）に該当し、給与支払報告書と一緒に普通徴収切替理由書の提出があった場合は、例外として普通徴収とすることができます。（既に給与支払報告書を提出されている場合は、異動届出書を提出してください。）

Q26：他の自治体でも同様の取扱いになるのですか？

会社の中で、群馬県は特別徴収、他県は普通徴収というように徴収方法が異なると管理が煩雑になって困るのですが？

A26：関東近県では、平成27年度から茨城県・栃木県・埼玉県で、平成28年度から神奈川県・千葉県で、本県と同じ平成29年度から東京都で一斉指定が予定されています。

また、平成26年8月には全国地方税務協議会で「個人住民税特別徴収推進宣言」が採択されるなど、現在、全国的に特別徴収を徹底する取り組みが行われていますので、全ての従業員について特別徴収していただくようお願いいたします。

Q27：給与支払報告書を市町村ごとに分けて提出するのが面倒なのですが、何かよい方法はないですか？

A27：給与支払報告書の提出は、eLTAX（エルタックス）での電子申告をご利用いただくと、自動的に従業員（納税義務者）の住所地の市町村ごとに振り分けて配信されるため、市町村ごとに提出する手間がなくなります。

詳しくは、eLTAX ホームページをご覧ください。か、ヘルプデスクまでお問い合わせください。

・eLTAX ホームページ <http://www.eltax.jp/>

・ヘルプデスク 0570-081459 又は 03-5500-7010

Q28：2ヶ所以上の事業所に勤務している従業員は、どちらから特別徴収されますか？

A28：原則として、前年の給与収入額が大きい方の事業所が特別徴収義務者として指定されますが、内容により双方の事業所及び市町村が協議の上でどちらか一方に決定します。
(地法 321 の 4 ④、各市町村の条例)

Q29：税金の徴収は市町村の義務ではないのですか？

A29：給与所得に関する特別徴収については、地方税法に「所得税を徴収して納付する義務がある者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない」と規定されています。(地法 321 の 3 ①、321 の 4 ①)

この規定に基づき、忠実に実施することとしたものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

Q30：毎月の税額が途中で変わることはないですか？

A30：個人の住民税は前年の所得に対して計算いたします(地法 313①)ので、原則として税額が変わることはありません。

ただし、従業員の方が所得税の修正申告をした場合などは個人の住民税も再計算することとなり、税額が変わる場合があります。(地法 321 の 6)

この場合、特別徴収していない残りの月の税額を調整した「税額変更通知書」をお送りしますので、それ以降は変更後の額で特別徴収していただくようお願いします。

また、税額が大幅に減額となり、既に特別徴収した税額を還付する場合は、税額変更通知書をお送りするとともに、従業員の方に還付通知書をお送りします。(地法 321 の 7 ②)

【徴収に関すること】

Q31：特別徴収しなかった場合や徴収した税額を滞納した場合はどうなるのですか？

A31：特別徴収義務者として指定された事業者が、従業員から徴収すべき税額を徴収しなかった場合や徴収した税額を滞納した場合は、特別徴収義務者に対して、原則として納期限後 20 日以内に督促状が發送されます。（地法 329①）

督促状が届いても納入されない場合は、事業者に対して滞納処分を行うこととなります。（地法 331① I）

その場合、脱税の罪に問われることもあります。（地法 324③④）

納期限の翌日から延滞金の計算が開始されますので、忘れずに納入してください。

なお、特別徴収すべき税額に滞納がある場合は、納税証明書を取得できないなど、従業員が不利益を被ることがあります。

Q32：特別徴収した個人の住民税を納期限内に納税できないのですがどうしたらよいですか？

A32：事業者が特別徴収した個人の住民税は、従業員からの預り金であり、事業資金ではありません。必ず市町村に納入してください。

なお、納入すべき個人の住民税を納期限内に納入しなかった特別徴収義務者に対しては、地方税法において罰則規定が設けられています。（地法 324③④）

Q33：特別徴収を行わない場合の罰則規定はありますか？

A33：市町村から事業者特別徴収税額決定通知書が送付されたにもかかわらず、特別徴収を行わなかった場合、滞納処分の対象となるとともに、地方税法第 324 条第 3 項の規定（10 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金、又は懲役及び罰金の併科）の対象となります。